

緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・特定保健指導等について

標記については、令和2年4月17日付けで「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・特定保健指導等における対応について（改訂）」が厚生労働省から通知されましたので、下記のとおりお知らせします。

つきましては、加入者の皆様へ周知くださいますようお願いいたします。

なお、令和2年4月10日付け「緊急事態宣言対象地域における特定健康診査・特定保健指導等の一時中止について」は廃止します。

記

1 対象地域

全都道府県

2 対象期間

緊急事態宣言の期間

3 対応

特定健康診査等の実施については、控えること。

4 対象となる健診等

- ・人間ドック・生活習慣病予防健診
- ・特定健康診査+オプション（被扶養者限定）
- ・特定健康診査（集合契約機関）
- ・特定健康診査（近畿地区限定）
- ・対面による特定保健指導

5 その他

- ・受診の予約等については、直接健診機関へお問い合わせください。
- ・契約健診機関に対しては、当健康保険組合から当該取扱いを通知しています。